特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律

(特別会計に関する法律の一部改正)

第一 条 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二条」を「一第二条」に、 「第十節 農業共済再保険特別会計(第百三十八条— 第百四十

「第十二節 削除

九条)」を「第十節 削除」に、

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (第百七十二条 — 第

を 「第十二節及び第十三節 削除」 に、 「第十六節 社会資本整備事業特別会計 (第百九

百八十一条)」

十八条―第二百九条)」を「第十六節 削除」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第 条の二 特別会計の設置、 管理 及び経理は、 我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不断に図るた

め、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

各特別会計 に おいて経理される事務及び事業は、 国が自ら実施することが必要不可欠であ るものを

除 き、 独 立 行 政 法 人そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 玉 以 外  $\mathcal{O}$ 者に移管され るとともに、 経 済社会情勢  $\mathcal{O}$ 変化 に 的 確 12 対 応

つつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

各 特 別会計 に ついて一般会計と区分して経理する必要性につき不断 の見直しが行わ れ、 その 治結果、

存続 の必要性がないと認められる場合には、 般会計への統合が行われるとともに、 租税収入が 特別

会計 の歳出 の財源とされる場合においても、 当該 租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特 別

計が 必 要とする金額 が 一般会計 から繰り入れられることにより、 国全体 の財政状況を一 般会計 に お

て総覧することが可能とされること。

 $\equiv$ 特 別 会計 に お ける区 分経 理 がが 必要な場合に おい ても、 特別会計 が細分化され、 非効率 -な子: 算執 行及

び 資 産  $\mathcal{O}$ 保 有 が 行わ れることが ない よう、 経 理の X . 分 の 在 り方に つき不 断  $\mathcal{O}$ 見 直 L が 行 わ れること。

兀 各 特 別会計 に おいて事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することと

ならないよう、 剰余 金 の適切な処理その他所要の措置が講じられること。

五. 特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計 の財務に関する状況を示す情報が広く国民

に公開されること。

第二条第一項第十号を次のように改める。

十削除

第二条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

第二条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十七条の見出 し中 「国債整理基金特別会計」 を 「国債整理基 金特別会計等」 に改め、 同条中 「金額」

の 下 に (事務取扱費の額に相当する金額を除く。 を加え、 同条に次の一 項を加える。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、 毎会計年度、 各特別会計から一般会計に繰り入れ

なければならない。

第二十六条第二項及び第三十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、 「同条」を「同項」

に改める。

第四十条第一号中トをチとし、 ハからへまでをニからトまでとし、 口 の次に次のように加える。

ハ 第四十七条第三項の規定による組入金

第四十条第二号中ニを削り、ホをニとし、へをホとする。

第四十七条に次の二項を加える。

2 前 項 の規定による借換国 [債  $\mathcal{O}$ 発行収入金は、 国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編

入するものとする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定によ ŋ 国債整理基金に編入した借換国債 の発行収入金は、 編入した日の属する年 度の翌年

度の 兀 月 日 同 日 が、 土 曜 日に当たるときはその 翌 々 日とし、 日 曜 日 に 当たるときはそ 0) 翌 日とする

に お 1 て、 玉 債 整 理 基 金 特別 会 計 の歳 入に 組 4 入れ るも のとする。

第六十八 条  $\bigcirc$ 見 出 L 中 玉 債 整 理 基 金 特別 会計」 を  $\neg$ 国 債 整 理 基 金特 別会計等」 に 改 め、 同 条第 項 中

金額」 0) 下に 「 (事 務 取 扱費  $\hat{O}$ 額 12 相当する金額を除く。 を加え、 同条第二項中 第 匹 十七条」 を

「第四十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、 毎会計年度、 財政投融資特別会計から一 般会計

に繰 ŋ 入れ なけ れ ば はなら な 

第七 十三 一条第一 号 中 口 を 削 り、 ハ を口 とし、 = か 5 へまでを ハからホまでとする。

第七十五 条第二項中 「の不足を第八十条第二項 の規定により補足することができない」を「不足を生ず

る」に、 「当該補足することができない」を「当該不足を生ずる」に改める。

第七十六条第二項中

「及び外国にある外国

銀行」を

外国にある外国

一銀行、

金融

商

品品

取引法

昭

和二

十三年法律第二十五号) 第二条第 九項に規定する金融 商 品 取引業者及び同 法第五十八条に 規定す | る外| 玉 証

券業者」 に 改 め、 同 条第 七 項中 予算で定めるところにより」 を削 り、 「繰 入金」 0) 下 に 及 び 第 八 +

条  $\mathcal{O}$ 規 定に よる組 入 金 を 加 え、 同 項 を同 条第九項とし、 同 条中 第六項を第八項とし、 第 五 項を第七 項と

し、 第 匹 項  $\mathcal{O}$ 次に 次 の 二 項を加える。

5 財 務 大 、臣は、 外 国 為替等の 売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、 外国為替資金特

別会計 の負担に お いて、 外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指 標等 先 物 契約

外国 にお いて若しくは外貨をもって支払が行われ るもの 又は 外国通貨  $\widehat{\mathcal{O}}$ 金 融指 標 **金** 融 商 品 取 引 法

一条第二十五項に規定する金融指標をいう。 に係るものに限 る。 を締 結することができる。

6 財 務大臣は、 外国為替資金に属する外国為替等 (特別引出権を除く。) について、 信 託会社若 しくは

金 融 機 関  $\mathcal{O}$ 信 託 業 務  $\mathcal{O}$ 兼 常等に . 関 す る法 律 第 条第 項  $\mathcal{O}$ 認 可 を受けた金 融 機 関 に . 信 託 Ļ 又 は 金 融 商

밆 取 引 法 第二条 第 九 項に 規定する金 融 商 品 取 引 業者 (同 法第二十 八条第四 項に規定する投資 運 用 業 を行

う者 に限る。 と同法第二条第八項第十二号ロ に規定する投資一任契約を締結することにより、 前 各項

の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

第七十九条第一項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第八十条の 見出 しを 「(外国 為替資金 へ の 組 入れ)」 に改 め、 同 条第一項中 「積立金として積み立てる

\_ を 外国 「為替資・ 金 12 組 4 入れ る に改 め、 同 条第二項を削 る。

第八十二条第二項 中 同 . 条 \_ を 同 条第 項」 に改 め、 同 条第 五. 項 中 積立 金及 び し を削 る。

第八十三条第 項 单 「前 項」  $\mathcal{O}$ 下に 「及び第 匹 項」 を 加 え、 同 条 第 兀 項 中 積 立 金 に属す える現 金 を

余裕金」 に改め、 同 条第 五項中 「及び 前 項」 を削 り、 同 条に次 の 一 項を加える。

6 第四 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる繰替金は、 当該年度 の出納の完結までに返還 しなければならない。

第九十一 条の三の見出 し中 「国債整理基金特別会計」 を 「国債整理基金特別会計等」 に改め、 同条第

項 中 金 額 の 下 に (事務取 扱費の 額に相当する金額を除く。 \_ を加え、 同条第二項中 「第四十 七条

を 第 匝 十 七 条第 項 に 改 め、 同 条に 次  $\mathcal{O}$ 項を. 加 え る。

3 第一 項に 規定する事務取 扱費 の額に 相当する金額 は、 每会計年度、 原子力損害賠償支援勘定から一 般

会計に繰り入れなければならない。

第九十四条第六項中 「第十七条中」 を 「第十七条第一 項中」 に改める。

第九十五 条第三項及び 第百七条第二項中 「第十七条」 を 「第十七条第一項」 に、 「同条」 を「同 項」 に

改める。

第百十条中「、福祉年金勘定」を削る。

第百 + 条第二項第二号 イ 中 「及び 福 祉年: 金給付費」 を削り、 同条中第四 項を削り、 第五項を第四項と

し、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百十二条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百 十三条第一 項 中 (第九号を除く。 を削り、 同条中第三項を削り、 第四項を第三項とし、 第五

項を第四項とする。

第百二十条第二項第六号」を 「第百二十条第二項 第五号」 に改り 8 á.

第百二十 条第二項第一号中 「(第九号を除く。 を削 り、 同 項中第三号を削り、 第四号を第三号とし

、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第百二十一条中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百二十三条第二項中

「第十七条」を

第百二十四条第 項中 農業経営基盤強化事 業」 を削り、 「 及 び 食糧 の需給及び 価 格 の安定 のために

「第十七条第一項」に、

「同条」を「同項」に改める。

行う事業」 を 食 糧  $\overline{\mathcal{O}}$ 需給 及び 価 格 の安定 のために行う事 業、 農業共済 再保 険事業等、 漁 船 再 保 険 事 業

及び 漁業共済保険 事 業 に 改 め、 司 条 第 項 を 削 り、 同 条第三項 を同 条第二項とし、 同 条第 匹 項 第二号中

米 八穀等 を **,** \ う。 第 百二十七条第 兀 項 第 号 . П \_ を 米 衆等を 7 う。 第百二十七条第二項第 号口」 に、

麦等をいう。 第百二十七条第四 「項第一号ロ」 を 「麦等をいう。 同号口」 に改め、 同項を同条第三項とし

同条に次の三項を加える。

4 この節において 「農業共済再保険事業等」 とは、 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)

第百三十 应 条 の規 定による 再 . 保険: 事業及 び 同 法 第 百 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 による保 険 事 業 を いう。

5  $\mathcal{O}$ 節 に お 1 て 「漁 船 再 保 険 事 業 とは、 普 通 保 険 等 再 保 険 事 業 (漁 船 損 害等 補 償 法 (昭 和二 十 七 年

積荷保証 険 再保険事業に係る再保険事業をいう。 第百 二十九条第四 項第一 号に お 7) て 同 ľ 及び 同 法第

法

律第二十八号)

第二条第三号に規定する普

通

保険

再

保険

事

業

漁

船

船

主

責

任

保

険

再保

険

事

· 業

及

Ű

漁

船

二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この 節 に おい て 漁 業 共済 保 険 事 業 とは、 漁業災害補償法 昭昭 和三十九年法律第百五十八号) 第二

条に規定する漁業共済保険事業をいう。

第百 <u>-</u> 十 六 条中 農 業 経 営 基 盤 強 化 勘 定 を 削 り、 「米管 理 勘 定、 麦管 理 勘定、 業務 勘 定 及 び 調 整 勘

定 を 食 糧 管 理 勘定、 農業共 済 再 保 険 勘定、 漁船 再 保 険 勘定、 漁業共 済保 険 遊 定 及 (び業務) 勘 定 に 改 8

る。

第 百二十七条第 項及び第二 一項を削り り、 同条第三項第一号イ中 「(米管理勘定及び麦管 理勘定 をいう。

以 下この節 12 お V) 7 同 ľ \_ を削 り、 同 号 口 中 調 整 勘 定 を 般会計\_ に改 め、 同 項 第二 一号イ中

第百二十四条第三項」 を 「第百二十四条第二項」 に改め、 同号 ハを削り、 同 号ニを同 号ハとし、 同 頂を同

条第一項とし、 同条第四項第一 号ニ中 「調整勘定」 を 般会計」 に改め、 同号ホを同号トとし、 同号ニ

の次に次のように加える。

ホ 証券の発行収入金

へ 一時借入金の借換えによる収入金

第百二十七条第四項第二号トを次のように改める。

ト証券の償還金及び利子

第百二十七条第四項第二号チを同号ヌとし、 同号トの次に次のように加える。

チ 一時借入金及び融通証券の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

第百二十七条第 匹 項を同 **三条第二** 項とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 次に次 の 二 項を加える。

3 農業共済再保 険 勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

一歳入

1 農業共済再保険事業等の再保険料等 (農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び同法第百四十

条の六の保険料をいう。以下この節において同じ。)

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

附属雑収入

歳出

1

農業共済再保険事業等の 再保険金等 (農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び同法第百四十

一条の七の保険金をいう。以下この節において同じ。)

口 農業災害補償法第十三条(同法第十三条の六において準用する場合を含む。)の規定による交付

金

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

へ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

4

歳入

イ 漁船再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

附属雑収入

二歳出

イ 漁船再保険事業の再保険金

- ロ 漁船損害等補償法第百四十条の規定による交付金
- ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金
- ニ 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- 、業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

第百二十七条第五 **垣第** 号イ中「農業経営基盤強化勘定、」及び「及び食糧管理勘定(以下この節にお

1 て「他勘定」という。)」 を削 り、 同号ロ を同号へとし、 同号イの次に次のように加える。

- ロ 食糧管理勘定からの繰入金
- ハ 農業共済再保険勘定からの繰入金
- ニ 漁船再保険勘定からの繰入金
- ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金
- 第百二十七条第五項第二号イを次のように改める。

1 農業経営安定事業、 食糧 の需給及び価格の安定のために行う事業、 農業共済再保険事業等、 漁船

再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

第百二十七条第六項 な制 ŋ 同 · 条 第 五. 項を同 条第六項とし、 同 項の前に次 の 一 項を加える。

次のとおりとする。

一歳入

5

漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、

イ 漁業共済保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

へ 附属雑収入

一歳出

イ 漁業共済保険事業の保険金

漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金

口

- ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金
- ニ 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- 、業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

第百二十八条中 「第五号及び第六号」を「第三号及び第四号」に、 「農業経営基盤強化勘定」 を 「農業

経営安定勘定、 食糧 管理勘定及び業務勘定」 に改め、 第五号及び第六号を削る。

第百二十九条を次のように改める。

一般会計からの繰入対象経費)

第百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、 農業経営安定事業に要する経

費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、 調整資金に充てるために 要する経費とする。

- 3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、 次に掲げる経費とする。
- 農業 共 済 再 保 険 事業等に 関 する費用 で農業災害 補 償法第十二条第一項若 しくは第二項又は第十三条
- の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの
- 二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの
- 4 漁船 再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、 次に掲げる経費とする。
- 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第
- 百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの
- 二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの
- 三 漁 船 損 害等 補 償法 第 百 四 + 条 第 項に規定する事 務費交付金に要する費用 で同項の規定により国
- が補助するもの
- 5 漁業共済保険 勘定における一 般会計からの繰入対象経費は、 次に掲げる経費とする。
- 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項
- の規定により国が補助するもの

一 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

第百三十条第一 項中 第 百二十四条第三 項」 を 「第百二十 四条第二項」 に改 め、 同条第二項中 「他勘定

を 農業経営安定勘定、 食糧管理勘定、 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定及び漁業共済保険 以勘定」

に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第百三十二条第一 項中 「食糧管理勘定及び」を削り、 「調整勘定」 を「食糧管理勘定」 に改め、 同条第

一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第百三十四条を次のように改める。

(積立金)

第百三十四条 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、 毎会計年度の歳入

歳出 の決算上剰余金を生じた場合には、 次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、 当該各勘定に お け つる決算

上 剰 余金 のうち、 当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、 それぞれ積立金として積み立て

るものとする。

農業共済再保険 勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付 ·金 並 びに借入金  $\mathcal{O}$ 

償還 金 及 び 利 子

漁 船 再保 険 勘 定 漁船 再保険事 業 0 再保 険 金及び再 保険料 この還付る 金 並 びに借っ 入金  $\mathcal{O}$ 償還 金 及 び 利 子

三 漁業 共 (済保) 険 勘定 漁業共済保 険 事 業  $\mathcal{O}$ 保 険 金 及び 保険料 の還付金並 びに借る 入金の 償還金及び利子

2 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定にお いて、 毎会計年度の歳入歳出 『の決算

上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、 政令で定めるところにより、 当該各勘定の積立 金 か

5 補 足するものとする。

3 第 項各号に掲 げる勘定  $\mathcal{O}$ 積立金 は、 それぞれ当該各号に定め るも のの財 源に充てるために 必要が

あ

る場 合に は 当該 各勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入に繰 り入れることができる。

第百三十五条中 第三号に」 を 「第二号に」に、 農業経営基盤強化勘定」 を 「農業経営安定勘定、 食

糧管理勘定及び業務勘定」 に改め、 第三号を削 る。

第百三十六条の見出しを <u>\_</u> (証券等)」 に改め、 同条第一 項中 「調整勘定」 を 「食糧管理勘定」 に改め

同条第二項中 「第十七条中」 を 「第十七条第一項中」 に改め、 同条に次の二項を加える。

3 農業共済再保険 人勘定、 漁 船 再保険 勘定又は 漁業共済保険 勘定 に お ける借 入金対象経費は、

次の各号に

掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

農業共済再 保 険 勘定 農業共済再保険事業等 の再保険金等及び 再保険料等の還付金に充てるために

## 必要な経費

漁 船 再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

 $\equiv$ 漁 業 八共済保証 険 勘定 漁業共済保険 事 業  $\mathcal{O}$ 保険金及び 保険料 この還付る 金に充てるために 心要なる 経 費

4 第十三条第一 項 及び 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より借入金をすることができる金額 は、 次の各号に 掲 げ る 勘定  $\mathcal{O}$ 区

分に応じ、 当該各号に定め る金額を限度とする。 この場合に お 1 ては、 同 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 適用 L な

\ \ \ \

険

事

業等の

再

農業共済再 保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保

保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

漁 船 再保険 勘定 漁船 再 保険事 業 の再保険料をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金

及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

 $\equiv$ 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険 事 業の保険

金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

第百三十 Ė 条第 項及び 第二 項中 調 整 勘 定 を 食糧 管理勘定」 に改 め、 同条第三 |項中 「第十七条」

を 「第十七条第一項」に、 「同条」を「同 項」に改め、 同条第四項中 借り換えた」を 借 換えをした」

に 改め、 同条第五項中「食料安定供給特別会計」 を「農業経営安定勘定、 食糧管理勘定又は業務勘定」に

「同会計」を「これらの勘定」に改め、 同条に次の一項を加える。

6 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定にお いては、 当該各勘定の積立金に属す

る現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第百三十八条から第百四十九条まで 削除

第二章第十二節及び第十三節を次のように改める。

第十二節及び第十三節 削除

第百五十八条から第百八十一条まで 削除

第百九十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改める

第百九十七条第二 項中 「第十七条」を 「第十七条第一項」に、 「同条」を「同項」 に改める。

第二章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第百九十八条から第二百九条まで 削除

第二百二十四条第一号ホを次のように改める。

ホ 砂 防 法 (明治三十年法律第二十九号) 第十四条第二 項 (同法第三条ノ二にお いて準用 す る場合を

含む。 第十六条若しく は第十七条、 土 地改 良法 ~昭 和 <u>-</u> 兀 年 法 律第百. 九十五号) 第九 + 条 第

項、 漁港 漁 場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第二十条第一 項若 しくは第二項、 港 湾 法

昭 和二十五年法律第二百十八号) 第四十三条の五第一項、 同法第四十三条の九第二項に お 1 て 準

用する同法第四十三条の二、 第四十三条の三第一 項若しくは第四 十三条の四第 一項、 同法第四 十三

条 の十にお いて準用する企業合理化促進法 (昭和二十七年法律第五号) 第八条第二項、 港湾法第五

業費国 項か 号) 三十四号) 第三十一条第五項、 六年法律第七十三号)第三条第二項に の二若しくは第二十一条第一項、 しくは第三十三条、 しくは第二項、 しくは第三項、 くは第二項、 十二条第二項若しくは第五 第十二条の三第一 ら第三項まで、 第四十六条第一 |庫負担 第三条、 法 第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、 第六十一条第一項若しくは第六十二条、 特定多目 (昭 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 項、 高速 第四十九条、 特定港湾施設整備特別措置法 項若しくは第二項、 和二十六年 自 的 企業合理化促進法第八条第四 ダ 一十五条の六、 動 ム法 車 国道法 法 第五十条第一項、第二項若しくは第四項、 地すべり等防 律第九十七号) (昭 お 和三十二年法律第三十五号)第七 (昭和三十二年 海岸法 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律 V > . て準用: 止法 (昭和三十一年法律第百一号) 第二十六条第 第五 する同法 (昭和三十四年法律第六十七号) (昭和三十三年法律第三十号) 第二十八条第一 項、 ·法律第七十九号) 条、 都市 道路法 森林 第二条第一 公園法 法 (昭 (昭和二十七年法律 (昭和三十一年法律第七十九号 項、 和二十六 条第一 第二十条第 公共 第五十一条第一 (昭和三十三年法 項、 第五十九条第一 年法律第二 土木施設災 第四条、 第九条第 項、 第百八十号) (昭和二十 害 第二十条 百 共同 項若し 兀 復 項若 項若 律第 項若 十九 旧 溝 事

二項、 置法 行 構 防 の整 により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 の促進に関する法律 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 六十三条第一 六条第五項、 は第二十二条第一 に関する法律 法 止 事業費事業者負担法 備等に関する特別措 第十三条第一 (平成: (平成· 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事 +七 項、 第七条第五項、 四年法律第百八十二号)第二十一条第三項、 年法律第三十九号) (平成二十三年法律第三十三号) 第三条第五項、第四条第三項、 項、 項、 第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条 (平成六年法律第八号) 河 川 第十九条若しくは第二十二条第一 置法 (昭和四十五年法律第百三十三号) 第五条、 法 第八条第三項、 (昭 (昭和三十八年法律第八十一号) 第七条第 和三十 九 年法律第百六十七号) 項 第十条第五項若しくは第十一条第四項、 第十四条第一項、 (昭和四十一年法律第四十五号) 第六条第一項、 **同** 法第八条第三項にお (平成二十三年法律第九十 項若しくは第三 第二十二条第三項若しくは 第二十条第一項、 電線共同溝の整 第五 水道原水水質保全事 十九条、 項、 いて準 独立 -九号) 第六十名 用する場合を含む。 備等に関する特 第五条第二項、第 一行 第二十一条若 政法 の国等による代 第五 第二十 · 条 第 東日本大震災 の二第一 八水資 条第 業の実施 項、 兀 公害 項、 別措 一項 源 条第 第 機

東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五十六条第九 項 又は 福 島 復興

再 生 特 別措 置 法 伞 成二十四年 法律第二十五号) 第九 条第四 項、 第十条第四 項、 第十 条第一 三項、

第 十 二 一条第一 四 項、 第 十三 一条第四 項、 第十 匹 条第四 項、 第十 五. 一条第四 項若. しくは第十六条第 五. 項 の規

定による負担 · 金 で 復興事 業に係るも  $\mathcal{O}$ 

第二百二十四条第二号 ハ 中 「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

第二百二十九条第二項中 額 「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。

「 金

の 下 に

を加える。

第二百三十三条第二項中 「第十七条」 を 「第十七条第 一項」 に、 同 条」 を 同 項 に改 んめる。

附則第二条第三項中 マモ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ 0) うち交付税及び譲 与 税 配 付 金勘定 に係るも  $\mathcal{O}$ に あ 0 て は 総 務 大臣

及 Ţ 財 務 大臣 が 交通 安全 対 策 特 別 交付 ·金勘· 定に 係 るも 0) に あ 0 て は 内 閣 総 理 大臣 及び 総務 |大臣| を 「所

掌 事 務 0 区 一分に応じ じ )所管. 大臣  $\mathcal{O}$ 全 部 文は 部 に · 改め、 同 · 条第 兀 項 及び第三 五. 一項を削る る。

附 則 第三条を次 のように改める。

第三条 削 除

附則第四 条の見出し中 「交付税及び譲与税配付金勘定」 を「交付税特別会計」に改め、 同条第 一項中

交付税及び 譲与税配 付 金勘定」 及び 同 勘定」 を 「交付税特別会計」 に改め、 同 条第三 項中 「交付税及び

譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。

附 i則第 九条の見出 し中 「交付 税及び 譲与税配 付金勘定」 を 「交付税特別会計」に改める。

附 則第十条の見出し及び同条第一項中 「交付税及び譲与税配付金勘定」を 「交付税特別会計」 に改め、

同 条第二項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一 項を加える。

2 第六条  $\mathcal{O}$ 規定 にか かわらず、 毎会計 年度、 予算で定めるところにより、 当該年度における道 路交通法

第百二十八条第 項 (同 法第百三十条の二第三 一項に お 7 て準用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 納 付 3

れ た 反 則金 同 法第百二十 九 条第三 項  $\hat{O}$ 規 定に より 反 則 金  $\mathcal{O}$ 納 付 とみなされ る同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる

仮 納 付 に 係 るも  $\mathcal{O}$ を含む。 以下この 項 及び 次条第 項に お 7) て 反 則 金等」 という。  $\mathcal{O}$ 収 入に 相 当す

る額 反 則金等  $\mathcal{O}$ 収入見込額として当該年度の一 般会計の 歳 入予算に計上された金額を限度とする。)

に、 当該. 年 -度の前 年度以前の年度に おける同法附則第十六条第一 項の規定による交通安全対策 特別交付

金に相当する金額、 同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、 同 法第 百二十七 条第

項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出 する支出金に相 当す

る金額及び )過誤: 納に係る反則金等の 返還金に相当する金額で、 まだ交付税特別会計 に繰り入れて *(* ) ない

額 を 加 算 L た額 に 相当す る金 額 を、 般 会計 か ら交付税特 別会計 に 繰 ŋ 入れ るも  $\mathcal{O}$ とす

附 則 第 + 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 「交付 税及 び 譲 与 税 蓜 付 金 一勘定」 を 「交付 税特 別 会計」 に 改 め、 同 条第 項 中

前 条第一 項」の下に 若 しくは第二項」 を加え、 「交付税及び 譲与税配付 金勘定」 を 「交付 税 特 別 会計

に改め、 「よる地方特例交付金」の下に 道路交通法附則第十六条第一 項の規定による交通安全対策

特 別交付金、 同法第百二十九条第四項 の規定による返還金、 同法第百二十七条第一項後段に規定する通

書 の送付 に要する費用に相当す る額として都道 府県に支出する支出 金、 過誤 納 に係 る 反則 金等の 返 還 金

を加え、 同 |勘定| を 「交付 税 特別会計」 に改 め 同 条第二 一項 中 「交付 税 及 び 譲与 税 配付 金 勘 定 及び

同 . 勘定」 を 一交付 税 特別会計」 12 改 め、 同 条第 項 中 前 条第二 項」 を 前 条第三項」 に 改 め

附 則 第 + 条中 附 則 第 兀 + 九 条から第二百三十一条まで」 を 「附則 第二百三十一 条及び第二 百 五. 十九

条の五」に改める。

附 則第 十二 条の三中 附 則第十条第二項」を 「附則第十条第三項」 に改める。

附則第十四条中 「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改める。

項並びに第百二十条第二項第一号」に、 第百二十 附則第二十九条中 条第二項第三号」 「第百 を + 「第百· 条第四項第二号及び第七項第二号イ、 <del>十</del> 「第百 条第二項第二号及び第六項第二号イ、 十一条第四項第二号中 第百十三条第三項 「ロ」を 第百 「第百十一条第二 十三条第 及び第五 項 項第二号 項 及 並 び びに 第 兀

中 「ニ」 に、 口 附 特別障害給付金給付 **[属諸** 費 費 を 「ニ ホ 附 特別障害給付金給付費 属 諸 費 に、 「同条第七項第二号イ

費用 を 第百二十 同 同 条第 並びに」に、 条第六項第二号イ」に、 -条 第 二 五. 項」 項 を 第 同 第 号 中 条第四 五. 項 及び第百二十条第二項第三号」 附 項」 則第三十四条第一 「第百十三条第三項中」 に、 第百二十条第二項 項」 に、 を を 第三号中 「第百十三条第一 「附則第三十四 第四 項 附 及び第百二十条第二 則 第三十四 条第一 項中」に、 項第九号又は」 厄 条第 「費用 項 項 第 第 及び」 九 号 を 号 州 に を を

則第三十四条第一 項又は」に改め る。

第六項」 附 附 則 則第三十条第二項及び第三十一条第二項中 第三十一条 に、 「第百十三条第四 の二及び第三十一 項 を 条の三中 「第百十三条第三項」 「第百十一 「第百十一条第五項」を「第百十一条第四 条第六項及び第七項」 に、 「第百十一 条第六項 を 「第百十一 中 項」 を 条第 「第百十 に改める。 五. 項 一条 及び

第五項中」に、 「同条第七項第一号ホ」 を 「同条第六項第一号ホ」に、 「第百二十条第二項第四号」を「

第百二十条第二項第三号」に改める。

附則第三十二条第 几 項中 「第百・ + 条第七項」 を 「第百十一 条第六項」 に改める。

附則第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

附則第四 十一条の見出しを「(食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳出の特例)」 に改め、

同 . 条 中 「第百四十一 条第三項」 を「第百二十七条第三項」に、 「家畜勘定」 を 「農業共済再保険勘定」に

改める。

附則第四十二条から第四十六条までを次のように改める。

食料安定供 給 特 別会計 に おける漁 船 乗組 員給与保 険 事 業に係る る 再保 険 事 業の 経 理 等)

第四十二条 漁船 乗 <sup>八</sup>組員給· 与保険法 (昭和二十 七 年法律第二百十二号)第二条に規定する漁 船 乗 組 員給与

保険事業に係る再保険事業に関する経理は、 当分の間、 第百二十四条第一項の規定にかかわらず、 食料

安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2

前 項 0 規定に ょ り 同 項に規定する経 性理を漁 船 再保険勘定にお į١ て行う場合にお ける第一 百 <u>-</u> 十 七 条第 匹

項 及び 第 六 項、 第 百二十 九 条第 匝 項、 第 百三十 兀 条第 項 並 びに第百三十六条第 項 反 び 第四 項  $\mathcal{O}$ 規 定

 $\mathcal{O}$ 適 用については、 第百二十七条第四 項第一号イ中 「漁 船再保険事業」 とあ るの は 漁 船 再 保 険 事 業及

び 漁船乗組員給与保険再保険事業 (附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。 以下この節に

お いて同じ。 \_ と 同号中 附属雑収入」 とあるのは

ト 附属雑収入

漁船

乗組員給与保険法

(昭和二十七

年法律第二百十二号)第二十九条の規定による納付金

と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」

とあ る  $\mathcal{O}$ は 漁 船 再保 険事業及び漁 船 乗組 員給与保険再保険事 業 ٢, 同 条第六項第二号イ 中 漁 船 再

保険 事 · 業 とあ る のは 漁 船再保険 事 業 漁 訟船乗組日 員給与 保険再保険事業」 と、 第百二十 九条第四 項第

第百三十四条第 一項第二号並びに第百三十六条第三項第二号及び第四 項第二号中 「漁船再保険事

業」 とあるのは 「漁船」 再保険 事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで 削除

附則第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

第四十九条から第五十四条まで 削除

附 則 第百 七 十八条第二 項及び 第二百六条の七第二項中 「第十七条」 を 「第十七条第一 項」 に、 「同条」

を「同項」に改める。

附 則第二百三十一条第二項中 農業経営基盤強化勘定」 を削り、 「米管理勘定、 麦管理勘定」 を「食

糧管理勘定、 農業共済再保険勘定、 漁船再保険勘定、 漁業共済保険勘定」に改め、 調整勘定」 を削る。

附則第二百五十九条の二の次に次の四条を加える。

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

第二百五 + 九条 が 三 空港整備 事業等に 関 す る経理 は、 平成二十六年度から借入金償還完了年度 (空港: 整

備 事 業に 要する費用に充てら れた借入金で平成二十五 年度の末日に お **,** \ てその償還が完了 Ĺ 7 1 な 1 Ł

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。 附則第二百五十九条の六において同じ。  $\mathcal{O}$ 

末日までの間、 第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、 自動車安全特別会計

において行うものとする。

2 この 条に お *(* ) 7 「空港整備 事業」 とは、 空港 法 昭 和三十一年法 律第八十号) 第二条に規定する空港

及 Ű 同 法 附 則 第二 条第 項  $\mathcal{O}$ 政 令で 定  $\Diamond$ る 飛 行 場 これ いらと併っ せて設置 すべ き政 令で定め る施 設 を含 む

以下こ  $\mathcal{O}$ 条か ら附則第二百五 十九九 条の五までにお *(* \ て 「空港」という。)  $\mathcal{O}$ 設置、 改良 及び 災害復 旧

並 びに 維持その他 の管理に関する事業並びに空港の周 辺に おける航空機の騒音により生ずる障害の防 止

その他 の措置に関する事業並びにこれ らの事業に要する費用についての国 の出資金、 負担金その 他 の経

費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

この 条 に お 1 7 「空港整備 事業等」 とは、 空港 整備 事 業及び 次に掲げ る事務又は 事 業を いう。

3

玉 土 交通 省 設 置 法 平 成 + 年 法 律 第 百 号) 第四 条第 百二十六号の 政令で定め る文教 研 修 施 設 のう

5 航 空保 安業務 に従 事 する職員 E 対 L そ  $\mathcal{O}$ 業務を行 うの に必要な研修を行う施設 (以下この 条に お

て「航空保安職員研修施設」という。)の管理及び運営

航空機を使用して行う航空保安施設 (航空法 (昭 和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第五項に

規定する航空保安施設をいう。  $\mathcal{O}$ 検査その 他航空交通 の安全の 確保のための 検 査及 び調査に関する

業務 (以下この条において 「飛行検査業務等」 という。 で国土交通大臣 が 行う ŧ

 $\equiv$ 前二号に掲げるもののほか、 空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港 整備 事 業に属っ する工事 に密接 な関 連  $\mathcal{O}$ あ る工事 で国 土交通大臣 が施行するもの (以下この条

において「空港関係工事」という。)

口 空港整備 事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

(以下この条において「空港関係受託工事」という。) 及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託

に基づき行うもの (以下この条において「空港関係受託業務」という。)

イ及び口に掲げるもののほか、 空港整備事業を施行する地方航空局 の事 務所 (国土交通省設置法

第三十九条第 一項に 規定する地方航空局 の事務所で空港に所在するものをいう。 以下この条にお \ \

て 同 じ。 ・ の所掌する事 務 (以下この条に おい て 「地方航 漢空局· 事 務 所所 掌事 務」 という。)

第一 項  $\mathcal{O}$ 規定により空港整備事業等に関する経理を自 動 車安全特別会計におい て行う場合においては

4

同 会計 は、 保 障 ·勘定、 自動 郭車検査 登録勘定、 自動 車 事 故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、 次のとおりとする。

## 歳入

玉 0 空港 (地方航空局  $\mathcal{O}$ 事務 所が設置されてい るものに限る。 の使用料収 入

イ

口 空港 法第六 条第 項若、 しくは第二 項 同 法 第 九 条第二 項 同 法 附 則第三条第三 一項に お , \ . て 準 用

る場合を含む。) 及び同法附則第三条第三項にお いて準用する場合を含む。)、 第九条第一 項 (同

法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは附則第三条第一 項又は大規模災害 か

5 0 復興に関する法律 (平成二十五年法律第五十五号) 第四十七条第三項 (同法附則第五条第三項

において準用する場合を含む。)の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

二 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 借入金

へ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

1 公共 用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和四十二年法律第百

十号) 第三十三条、 中 部国際空港の設置及び管理に関する法律 (平成十年法律第三十六号) 第九条

成田国際空港株式会社法 (平成十五年法律第百二十四号) 第八条若しくは附 則第十二条第二項又

は関 西 国際空港及び大阪 国際空港の一体的 かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成二十三年

法 律 第 五. 十四四 号) 第十四 条  $\mathcal{O}$ 規定による貸付金 <u>こ</u>の 勘定 に 所属するものに限 る。  $\mathcal{O}$ 償 還 金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金

IJ 公共 用飛 行 場周辺に おける航空機 騒音 による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定

による納付金(この勘定に帰属するものに限る。)

ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入

歳出り開発収

入

イ 空港 整備 事 業、 空港関 3係工事 及び空港関係受託 工事 に要する費用 北 海道又は 沖 :禅 県に お け る

業及 CK 工事 に 関 ずす る 事 務費であ って北 海 道 開 発 局 又は 沖 縄 総合 事 務 局 に 保る t  $\mathcal{O}$ 並 びに 政 令 で定 8

る空港 に お ける事業及び 工事に関する事 務費であ って 地方整: 備 局 又は国土交通 省の 施 設等 機関 で政

令で定めるものに係るものを除く。)

口 航空保安職員研修施設の管理及び運営、 飛行検査業務等、 空港関係受託業務並びに地方航空局

## 務所所掌事務に要する費用

- ハ 借入金の償還金及び利子
- ニ 一時借入金の利子
- ホ 附属諸費
- 6 第三条第二項 第一 号から第五号までに掲げる書類 のほか、 空港整備勘定においては、 歳入歳出予定計
- 算書等に、 前 々年 ・度の事 ,業実: 入績表並! びに前に 年 度及び当 該年 度 の事 業計 画 表を添付 L なけ れ ばならな
- 7 空港 整 備 勘定 に お け る 般会計 か 5  $\mathcal{O}$ 繰 入 八対象経費 費 は、 空港 整 備事業に要する費用とする。
- 8 第九 条 **外第二項** 第 号 カュ ら第三号までに掲 げ る 書 類  $\mathcal{O}$ ほ か、 空 港 整備 勘 定に お 7 て は、 歳 入歳 出 決定計
- 算 書 に、 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 事 業 実 績 表を添 付 L なけ れ ば なら な
- 9 自 空港 動 車 整 安全特別 備 勘定 別会計と一般会計との に おける 借入金対象経 遺費は、 間 にお け 空 る国 港 整 有 備 財 事 産 業に係る施設  $\mathcal{O}$ 所管 換 等  $\mathcal{O}$ の整備に要する費用とする。 特 例
- 第二百五 五. + 九 条 0 几 自 動 車安全特別会計に所 属する国有財産で、 空港にお ける関税法 (昭 和二 + 九 年法
- 律第六十一 号) その他の関税法規による関税 の賦課徴収並びに輸出 入貨物、 航空機 及び 旅 客  $\mathcal{O}$ 取 締 り並

びに検疫法 (昭和二十六年法律第二百一号) の規定による検疫のために使用する必 要があるものその他

政令で定めるも のは、 当分の 間、 政令で定めるところにより、 各省各庁 の長 (国 有 財 産 法 (昭 和二十三

年法律第七十三号) 第四 条第二項に規定する各省各庁の長をいう。) の所管に属する国 有 財産とするた

め、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、 当分の間、 自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理する

ことができる。

一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合

前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 自 動車 安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有 財産で一 般会計

に お 1 7 使用する必要がなくなったものその 他 般会計に所属する国 有 財 産 のうち、 空港整 備 勘 定  $\mathcal{O}$ 

業務  $\mathcal{O}$ 用に供するため必要があるものについて、 政令で定めるところにより、 自 動 車安全特別会計に

所管換又は所属替をする場合

 $\equiv$ 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、 自動車安全特別会計

に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

匹 空港整 一備勘定 0 業務 のために使用する必要がある場合にお いて、 般会計 に所属する国有 財 産

政 令で定めるところにより、 自 動 車 F安全特i 別会計 に お いて 使用させるとき。

五. 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなったものについ

て、 政令で定めるところにより、 般会計に所管換をする場合

3 自 動 車安全特別会計と一般会計との間にお いて、 第一項の規定により所管換又は所属替をする場合に

は、 玉 有 財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、 適用しない。

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第二百 五. + 九 条  $\mathcal{O}$ 五. 当 分 0 間、 第六条 0 規 定 に か か わ らず、 毎会計 年度、 空港 の緊急な整備等に 資 する

ため、 次に 掲げ る 額の合算額 (当該. 年 -度の前 Þ 年 度  $\mathcal{O}$ 航空 機 燃料 税  $\mathcal{O}$ 収 入 見込額  $\mathcal{O}$ 十三分の十 に 相 当

する額とし して 同 年度の一 般会計の歳入予算に計上された金額 (以下この項において 「航空機 燃料税  $\mathcal{O}$ 収

入 額 の予算額」という。) が、 同年度の航空機燃料税 の収入額の決算額の十三分の十一 に相当する 金 額

(第二号において 「航空機燃料税 の収 入額 の決算額」 という。 を超える場合は、 第一 号に掲げる額 カン

ら当該超える額を控除 した額) に相当する金額を、 予算で定めるところにより、 般会計 か ら空港整備

勘定に繰り入れるものとする。

- 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 航 空機 燃 料 税  $\mathcal{O}$ 収 入 額 O予算
- 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 前 Þ 年 度  $\mathcal{O}$ 航 空 機 燃 料 税  $\mathcal{O}$ 収 入 額  $\mathcal{O}$ 予 **淖** 額が 当該 前 Þ 、年度の )航空機: 燃料 税  $\mathcal{O}$ 収 入 額 0 決

額

算額に不足するときは、当該不足額

- 2 当分の 間 附 則 第二百 五. 十九条の三 第五項の規定によるほか、 離島における空港の効率的な利用 及び
- 整 備 に資するため、 国が当該 離島 ^ の旅客 の運送の用に供される飛行機 (短 V) 離 着 陸距離で発着するこ
- とが できる政令で定める特別  $\mathcal{O}$ 性 能 を有する ₽ のに限 る。  $\mathcal{O}$ 購入に要する費用  $\mathcal{O}$ \_\_\_\_ 部を補る 助する場合
- に お け る当 該 補 助 金 は、 空港 整 備 勘定  $\mathcal{O}$ 歳出 とする。
- 3 空 港 法 附 則 第 七 条第 項 か 5 第四 項 Ĵ で若 しくは 中 部 玉 際 空港  $\mathcal{O}$ 設 置 及 び管理 に 関 す る 法 律 附 則 第二
- 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる無い 利 子  $\mathcal{O}$ 貸 付 け É 関 する 経 理 を 空 港 整 備 勘定に お 7 7 行う場 育又は 社 |会資 本 整 備
- 特 別 措置法第七条第二 項 の規定によ り — 般会計 から 同 勘 定に繰入 れを行う場合に お ける附近 則 第二 百 五. +
- 九 条 の 三 第五項及び第七項の 規定の適用 に つい ては、 同条第五項第 号ハ中  $\overline{\phantom{a}}$ 般会計から O繰 入 金
- とあるのは 「第七項若 しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は 日本電信電話株式会社

 $\mathcal{O}$ 株 式 の売払収 入の 活用による社会資 本 - の整備  $\mathcal{O}$ 促進 に関する特別措 置法 (第二百 五. + 九条の三 第 七 項

に お 1 7 「社会資 本整 備 特 別 措 置 法 とい う。 第七 条第 項若しく は 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 一 般会計 か

5 0 繰 入金」と、 同号卜中 「公共用飛行場周 辺に おける航空機騒音による障害の 防 止等に関す る法法 律

昭 和四 十二年法律第百十号)第三十三条、 中部国 際空港の設置及び管理に関する法律 (平成 十年法律 第

三十六号) 第九条」とあるのは 「空港法附則第七条第 一項から第四 項まで、 公共用飛行場 周 辺に お ける

航空機 騒音による障害 の防止 等に関する法律 昭 和四. 十二年法律第百十号) 第三十三条、 中 部 国際 空港

 $\mathcal{O}$ 設 置 及び )管理 に 関する法律 平 成十年法律第三十六号) 第 九条若しくは 附 則第二条第 項 と 同 項

とあるのは

「ホ

附

三則第二三

百

五.

十九

条の

五.

第四

項

から第六項まで又は

第

八項

第二号中

「 ホ

附属諸費」

へ 附属諸費

の規定による一般会計への繰入金

٢, 附則第二百五十九条の三第七項中 「費用」 とあるのは 「費用

社会資本整備特 別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって

充てるものを除く。)」とする。

- 4 する法 空港 整 律 備 附 勘定に 則第二条第 お ζ) て空港法附則第七条第 項 0) 規定 に よる無 利 子 項から第四  $\mathcal{O}$ 貸 付 金  $\mathcal{O}$ 償還 項まで又は中 返 還 を含 部 む。 国 |際空港 以下この  $\mathcal{O}$ 設置 項 及び に お 管 1 理 7 に 同 関
- を受け た場 一合にお 1 て は、 当該 償 還  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 する. 年 ・度に、 当 該 貸 付 金  $\mathcal{O}$ 償 還 金 (<sub>返</sub> 還 金を含む。
- に 相当する金額を、 同 勘 定から一般会計 に繰 ŋ 入れるものとする。
- 5 社会資 本整備 特別措置法第七条第一 項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入
- 金  $\mathcal{O}$ 額が、 当該. 年 度における空港法附 三則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港 の設置 匠及び管 理
- に 関 ける法 律附 則 第二条第一 項 0 規 定による無利子 ,の貸付 金  $\mathcal{O}$ 合計 額を超過 過する場合に お 7 7 は、 当 該
- か 5  $\mathcal{O}$ 繰 入金 額 か 5 減 額 Ļ な お 残 余があるときは、 <u>报</u> Þ 年 度までに同 勘定 か ら 一 般会計 に繰 り 入 れ る
- ものとする。

に

お

V)

ては

当該

(繰入金)

を同

超

過

額

に

相当する

る金額

は、

꿒

年

度

に

お

1

て社

一会資

本

整

備

特

別措

置

法第

七

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

12

ょ

る

般

会計

6 社 i会資· 本整 備 特 別措 置法第七条第二 項の規定により一般会計から空港整 備勘定に繰入れを行 った場合

勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続

く五

箇年度以内に、

当該

繰

入金

に

相当する金額 (第八項の規定により繰入れを行った場合においては、 当該繰入金に相当する金額を控除

した金 一額) に達するま での 金額を、 予算で定めるところにより、 同 勘 定 か ら 一 般会計 に繰 り 入 れ る ŧ  $\overline{\mathcal{O}}$ 

とする。

7 第六条  $\mathcal{O}$ 規定にかかわらず、 前項  $\mathcal{O}$ 規定により繰入れを行う場合には、 同項の繰入金に相当する金額

を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

8

社会資本整備

特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れ

られ

た繰

入

金  $\mathcal{O}$ 額が、 同項 E 規定する る当 該公共的 建設事 業であって同 勘定に お *\* \ て経理され る もの の当該 年 度に お

1 て要 L た費用 (当該年度に お 7 7 玉 が 負 担 L た費 用 に限る。 を超過する場合に お 1 7 は 当該 超 過

額 に 相当す る金 額 は、 翌 年 度 に お 1 7 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 般会計 か 5  $\mathcal{O}$ 繰 入金石 額 カ 5 減 額 Ļ なお 残余

が あるときは、 <u> </u> 갓 々年 度 はでに 同 勘 定 か ら 一 般会計 に 繰 ŋ 入 れ るものとする。

(空港整備勘定の廃止に伴う経過措置)

第二百 五 + 九条 の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並 びに借入金償還完了年度以前

 $\mathcal{O}$ 年 度 0 決算に関 しては、 なお (従前  $\mathcal{O}$ 例による。 この場合にお 1 て、 空港整備勘定  $\mathcal{O}$ 借 入金賞 還完了

度  $\mathcal{O}$ 翌年度の歳 入に繰り入れるべき金額があるときは、 般会計 この歳 入に繰り入 れ るものとする。

2 空港整備勘定 の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一 項又は第

四十二条ただし書  $\mathcal{O}$ 規定による繰越しを必要とするも 0 は、 般会計 に繰り 越 し て使用することが でき

る。

3 空港 整 備勘定の借入金償還完了年度の末日において、 空港整備勘定に所属する権利義務は、 般会計

に帰属するものとする。

4 前項 の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とす

る。

5 前二条の 規定は、 空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日 の翌日以後は、 適用 しな 

(ポツダ ム宣言の受諾に伴 い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸 命令 一の措置に に 関する法律  $\mathcal{O}$ 部改

正

第二条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律 留昭

和二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条の前の見出しを削り、 同条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条  $\mathcal{O}$ 前 に 見出しとして 「 (廃 止 した命令に関する経過措 置) を付い

第十四条中 前 几 条 を 「前二条」に、 「除く外」を「除くほか」 に改める。

(経済基盤強化のための資金に関する法律の廃止)

経済基盤強化のための資金に関する法律

(昭和三十三年法律第百六十九号)

は、

廃止する。

附則

(施行期日)

第一 条 この 法 律は、 平 成二十六年四月 \_\_\_ 日から施行 この 法律による改 Ē 後の特別会計に関する法律

以 下 新 特 別会計 法 という。)  $\mathcal{O}$ 規定 は、 平 成二十六 、年度の一 予 算 か ら適 用 す ź。

(交付税及び 譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過 措 置

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律 ( 以 下 「旧特別会計法」という。) に基づく交付税

及び譲与税配付金特別会計 (以下この条において 「旧交付税特別会計」という。) の交付税及び譲与税 配

付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同 年度以 前  $\mathcal{O}$ 年度 の決

会計 定及び交通 算に関 法に基づく交付 しては、 安全対 な 策 お 従前 特 税 別 及 び 交 の例による。 付 譲 与 金 一勘定 税 配 付  $\mathcal{O}$ この場合において、 平 金 成 特 二十六 別 会計 年 (以下この · 度 の歳 旧交付 入に 条に 繰 ŋ 税 お 入 特別会計 1 ħ て るべ 新 き金 この交付が 交付税 額 特 が 税 及び あ 別会計」 るとき 譲 与税 は 配 付付 う。 新 金勘 特 別

の歳入に繰り入れるものとする。

2 法 二十七条 旧 留昭 交付 和二十二年法律第三十四号)  $\mathcal{O}$ 税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の 規定による繰越 しを必要とするも 第十 -四 条 のは、 の三第一 新交付 項若しくは第四 税 特 別会計 に繰 十二条ただし書又は ŋ 越 して使用することができる。 金額のうち財 旧 特 別 会計 法 政 第

3 定 に 所  $\mathcal{O}$ 属 法 す 律 る  $\mathcal{O}$ 施 権 利 行 義  $\mathcal{O}$ 際、 務 は、 旧 新交付 交付 税 特 税 別会計 特 別会計  $\mathcal{O}$ 交付 に帰 税及 属 す Ź び 譲 ŧ 与  $\overline{\mathcal{O}}$ とする。 税 配 付 金 勘定 及び 交通 安 全 対 策 特 別 交付 金

勘

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 より 新交付 税 特 別会計 12 . 帰 属 でする権利 利義務に係る収入及び支出は、 新交付 税特 莂 会計 の歳

入及び歳出とする。

国債整理基金特別会計に関する経過措置)

第三条 旧特別会計法に基づく国 債整理基金特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の

年度の決算に関しては、なお従前の例による。

財 政 投 融 資 特 別 会 計 に 関 する 経 過 措 置

第 兀 条 旧 特 別会計 法 に基づ < 財 政 投 融 資 特別会計の平成二十五年度の 収入及び支出並びに同年度以前 の年

度の決算に関しては、なお従前の例による。

四の決算に関しては、大事が前の依にして

外国 為替資 金特別会計 に所属する積立 金の廃止等に伴う経過措 置

第五

条

旧

特

別会計

法に基づく外

玉

l 為 替

資

金特

別

会計

(次項

12

お

1

て

一旧

外国為替資金特別会計」

という。

 $\mathcal{O}$ 平 成二十五 年 度  $\mathcal{O}$ 収 入及び支出 並 び に 同 年 度 以 前  $\mathcal{O}$ 年 度 0 決算 に 関 L て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

2 旧 外 玉 為 替 資 金 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 平 成 <u>一</u> 十 五 年 度  $\mathcal{O}$ 出 納  $\mathcal{O}$ 完 結  $\mathcal{O}$ 際 旧 外 玉 為 替 資 金特 別 会計 12 所 属 でする積-立

金 は 新 特 別 会計 法 第 八十 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り、 新 特 別会計 法に基づく外国 [為替: <u>資</u> 金特 別 会計 に 所 属 がする 外 玉

為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

第六条 旧 特 別 会計 法 に基づ くエ ネ ル ギ ] 対策特 別会計の平成二十五 年度の収入及び支出並びに同 年度以前

の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

第七 条 旧 特 別会計 法 に基づく年 金特別会計 (以下この条に お いて 一旧 年金特別会計」 という。  $\mathcal{O}$ 平 成二

十 五 年 度  $\mathcal{O}$ 収 入及 び支出 並 びに 同 年 度 以 前 の年 度  $\mathcal{O}$ 決算 に 関 L て は、 な お 従 前 の例 による。 この 場合に、 お

7 て、 旧年金特別会計の福 祉年 金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、 新 特

別会計法に基づく年金特別会計 (以下この条において 「新年金特別会計」という。) の国民年金勘定 の歳

入に繰り入れるものとする。

2 旧 年 金 特 別会計  $\mathcal{O}$ 福祉 年金 勘 常定の平均 成二十五年度の歳出予算の経 費の金額 のうち財政 法第 十四四 条の三第

項又は第四十二条ただし書  $\mathcal{O}$ 規定による繰越 し を必要とするもの は、 新 年 金 特別会計  $\mathcal{O}$ 玉 民年 -金勘定 に

繰り越して使用することができる。

3  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際、 旧 年 金 特 別 会計 1の福: 祉 年金勘定に所属する権利義務は、 新年金特別会計  $\mathcal{O}$ 国 民 年

金勘定に帰属するものとする。

4 前 項の 規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、 同勘定の

歳入及び歳出とする。

## (食料安定供給特別会計に関する経過措置)

第 八 条 旧 特 別 会計 法 に基づい < 食 料 安定 供 給 特 別会計 (以下この 条 に お 1 7 旧 食料 安定供 給 特 別 会 計 と

いう。  $\mathcal{O}$ 農業経過 営 基 盤 強 化勘定、 農業経営安定勘定、 米管 理 勘定、 麦管 理 勘 定、 業務 勘定 及 び 調 整 勘 定

 $\mathcal{O}$ 平成二十 五 年度 の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関 しては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。 ک  $\mathcal{O}$ 

場 る合にお *\* \ て、 旧 食料安定供給特別会計  $\mathcal{O}$ 調整勘定 の 平 成二十六年度の歳 入に 繰り入れるべ き金 額 が あ る

ときは、 政 令で定めるところにより、 般会計 又は 新 特 別会計 法 に基づ Ś 食料安定 供給特 別 会計 以 下こ

 $\mathcal{O}$ 条 か 5 附 則 第十 条までに お *\* \ 7 新 食料 安定 供 給特 別 会計」 とい う。  $\mathcal{O}$ 農 業経 営安定 勘 定、 食 糧 管 理

勘定若 しく は 業務 勘 定の 歳 入に 繰 り 入 れ る ŧ 0 とする。

2 旧 食料 安定 供 給 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 平 成二十 五. 年 度  $\mathcal{O}$ 歳 出 予 算  $\mathcal{O}$ 経 費  $\mathcal{O}$ 金 額 のうち 財 政 法 第 十四四 条 の 三 第 項 又

は 第四十二条ただ L 書の 規定による繰越し を必必 要とするものであって、 農業経 営基 盤 強 化勘: 定に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

は 般 会計に、 米管 理 勘定 又は麦管理 勘定に係るものは 新 食料安定供給特別会計の食糧管理 勘定に、 それ

ぞれ繰り越して使用することができる。

3 旧 食料 安定供給特 別会計 の平 成 一十五 年度 の末日にお V) て、 旧 食料安定供給特別 会計  $\mathcal{O}$ 調 整勘 定に所見 属

する調整資 父金は、 新特別会計法第百三十二条第二 項の 規定に により、 新 食料安定供給 特 別会 計  $\mathcal{O}$ 食 糧 管 理 勘

定に 所 属 す る 調 整 資 金とし て 組 4 入 れ 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ とみ な

4  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際、 旧 食 料 安定 供 給 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 農業経 営基 盤 強 化 勘定、 米管 理 勘定、 麦管 理 勘 定 又 は

調 整 勘 定 に 所 属 す る 権利 義 務 は、 政令で定めるところにより、 旧 食料 安定供 給特別会計  $\mathcal{O}$ 農 業 経 営基 盤 強

化 勘定に係 るも のは 般会計に、 旧 食料 安定供給特別会計の 米管理 勘定又は 麦管理 一勘定に · 係 るも 0 は 新 食

料安定供給 特 別会計  $\mathcal{O}$ 食糧管理 勘定に、 旧 食料 安定供給 特別会計  $\mathcal{O}$ 調 整 勘定に係るも のは 般会計 又 は

新

食料 安定 供 給特 別 会計  $\mathcal{O}$ 農 業経営安定 勘定、 食糧: 管理 勘定若 しくは 業務勘定に帰 属 するも  $\mathcal{O}$ 

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り 般会計 又 は 新 食料 安定 供 給 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 農業経 営安定 勘 定 食 糧 管理 勘 定若 L Š は業

務 勘 定 に 帰 属 す る 権 利 義 務 に 係 る 収 入 及 び 支出 は、 それ ぞれ 般 会計 又は当 該 各勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入 及 び 歳出

る。

(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第九 条 旧 特 別 会計 法に 基づく農 業 共済 再保 険 特 別会計 (以下この条において 旧 農業共済再保険 特 別 会計

という。 の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前 の年度の決算に関 しては、 なお 従前 の例

業 勘 に あ 定 よる。 務 るときは に係 勘定 こ の に る 係るも ŧ 場合 当  $\mathcal{O}$ は 該 に  $\mathcal{O}$ 新 金 は 食料 お 額 新 1  $\mathcal{O}$ 安定供 て、 う 食料安定供給 ち、 旧 !農業共 給 旧 農業: 特 別 会計 特 済 共 別会計 済 再 保 の農業共 再 保 険 0 険 特 業務 別会 特 済 別 勘定 計 再 会 保 計 0)  $\mathcal{O}$ 平 険  $\mathcal{O}$ 歳 ·成二十· 勘定 農 入に、 業  $\mathcal{O}$ 勘 歳 六年 定 それぞれ繰り入れ 入に、 家畜 度 0 歳 旧 勘 農業 定、 入に 共 果 繰 済 樹 り るも 入 再 勘 れ 保 定 のとす 険 るべ 又 は 特 き金 別 袁 会計 芸 施 額  $\mathcal{O}$ 設 が

- 2 業務 の 三 旧 農 第 勘 業 定 項 に 共 (済再保) 又は 繰 ŋ 第 越 L 匹 険 て使用な 特 十二条ただし 別会 することが 計  $\mathcal{O}$ 業務 書 勘  $\mathcal{O}$ 定 できる。 規 定による  $\mathcal{O}$ 平 成二十五 繰越 年 L を必要とするも 度 0 歳 出 予 **弹**  $\mathcal{O}$ O経 は、 費  $\mathcal{O}$ 金額 新食料  $\mathcal{O}$ 安定 うち 供 財 給 政 特 法 第 別 **然会計** + 匹 条  $\mathcal{O}$
- 3 勘定 業 支 払 旧 に 農 基 再 所 業 金 保 属 共 勘 険 定 す 済 ^る積-勘定 に 再 保 属 7 す 険 · 所属<sup>、</sup> 一金は、 特 る 現 別 金 会 る積立 新 計 及 び 特  $\mathcal{O}$ 別会計 平 旧 農業 金として積み立 成 <u>一</u>十 法 共 第 済 五 百三十 年 再 保 度  $\mathcal{O}$ 険 一てられ、 匹 出 特 条第 別 納 の完 会 計 もの 項 結  $\mathcal{O}$ 農  $\mathcal{O}$ の際、 とみ 業 規定によ 勘 定、 かなす。 旧 農 り、 家 業 畜 共 済 新 勘 再保 食 定、 料 安定供 果 険 樹 特 莂 勘 給 会 定 特 計 又 は 別  $\mathcal{O}$ 会 再保 袁 芸 計 施 険  $\mathcal{O}$ 農 設 金
- 4 再 保険  $\mathcal{O}$ 金支払 法 律  $\mathcal{O}$ 基金 施 行 勘  $\mathcal{O}$ 定、 際、 農業勘定、 旧 是 業 共 済再 家畜 保険 勘 定、 特 別 会計 果樹 勘定 に所 又は 属 す Ź 園芸施設勘定に 権 利 ·義務 は、 係るも 旧 農 業共  $\mathcal{O}$ 済 は 再保 新 食 料 険 安定供 特 別 会計 給 特  $\mathcal{O}$

共

済

に

す

た

別会計 の農業共済再保険 勘 定に、 旧農業共済 再保 険 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 業務 勘定に係るも  $\bigcirc$ は 新 食 料 安定 供給 特 別

会計  $\mathcal{O}$ 業 務 勘 定 に、 それ ぞ れ 帰 属 する ŧ  $\mathcal{O}$ とす ź。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 新 食 料 安定 供 給 特 别 会計  $\mathcal{O}$ 農 業 共 済 再 保 険 勘 定 又は業務勘 定に 帰 属 す Ś 権 利 義 務 に 係

る 収 入 及 Ţ 支 出 は、 当該 各 勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入 及 び 歳 出 とする。

漁 船 再 保 険 及び 漁 業共 済 保険 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 廃 止 に に伴う経 過 措 置

第

+

条

旧

特

別

会計

法

に

基

一づく漁

船

再

保

険

及

び

漁業

共

済

保

険

特

別会計

(以下この条にお

7

旧

漁

船

再保

険

及 び 漁 業共 済 保 険 特 別会計」 とい . う。  $\mathcal{O}$ 平 成二十 五. 年 度  $\mathcal{O}$ 収 入及 び支 出 並 び に同 年 度 以 前  $\mathcal{O}$ 年 度  $\mathcal{O}$ 決 算

に 関 L 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。 ک  $\mathcal{O}$ 場 合に お 1 て、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 别 会計  $\mathcal{O}$ 亚 成二

+ 年 度  $\mathcal{O}$ 歳 入 12 繰 ŋ 入 れ るべ き金 額 が あ るときは、 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ う ち、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特

別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 船 普 通 保 険 勘 定 漁 船 特 殊 保 険 勘 定 又 は 漁 船 乗 組 員 給 与 保 険 勘 定 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ は 新 食料 安 定 供 給

特 別 会計  $\mathcal{O}$ 漁 船 再 保 険 勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入 に、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 業 共 済 保 険 勘 定 に 係 る

Ł  $\mathcal{O}$ は 新 食 料 安定 供 給特 別 会計  $\mathcal{O}$ 漁業共済保 険 勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入に、 旧 漁 船 再 保 険 及 Ű 漁 業 共 済 保 険 特 别 会計  $\mathcal{O}$ 

業務 勘定に係るも 0 は新食料安定供給 特別会計 の業務勘定の歳 入に、 そ れぞれ繰り入れるも のとする。

2

政

法

第

+

儿

条

 $\mathcal{O}$ 

第

項

又

は

第

兀

十 二

条た

だ

1

書

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

繰

越

L

を

必

要とする

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は、

新

食

料

安

定

供

財

共

旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 業 務 勘 定  $\mathcal{O}$ 平 成 <u>一</u> 十 五. 年 度  $\mathcal{O}$ 歳 出 予算  $\mathcal{O}$ 経 費  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ うち

給 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 業 務 勘 定に 繰 り 越 L て 使 用することができる。

3 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁業 共 済保険 特 莂 会計  $\mathcal{O}$ 平 成 十 五 年 度  $\mathcal{O}$ 出 納  $\mathcal{O}$ 完 結  $\mathcal{O}$ 際 旧 漁 船 再 保 険 及 てド 漁 業

済 保 険 特 別 会計 に 所 属 ず る 積立 金 は、 新 特 別 会 計 法 第 百 三十 匹 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ り、 旧 漁 船 再 保 険 及 び

漁 業 共 済 保 険 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 船 普 通 保 険 勘 定 漁 船 特 殊 保 険 勘定 又は 漁 船 乗 組 員 給 与 保 険 勘 定 に 係 る £  $\mathcal{O}$ は

新 食 料 安定 供 給 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 漁 船 再 保 険 勘 定 に、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 業 共 済 保 険 勘

定 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ は 新 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 業 共 済 保 険 勘 定 12 所 属 する積 <u>\frac{1}{12}</u> 金 とし て、 それ ぞ れ 積 4 <u>\frac{1}{12}</u> 7

5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ لح 4 な

4  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際、 旧 漁 船 再 保 険 及 C 漁 業 共 済保 険 特 別会 計 に 所 属 す る 権 利 義 務 は、 旧 漁 船 再 保 険 及

び 漁 業 共 済 保 険 特 别 会計  $\mathcal{O}$ 漁 船 普 通 保 険 勘定、 漁 船 特 殊 保 険 勘 定 又 は 漁 船 乗 組 員 給 与 保険 勘 定 12 係 る £  $\mathcal{O}$ 

は 新 食料 安 定 供 給 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 漁 船 再 保 険 勘定 に、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁業 共 済 保 険 特 别 会計  $\mathcal{O}$ 漁 業 共 済 保 険

勘定に係 るも  $\mathcal{O}$ は 新 食料 安定供 給 特 別 会計 の漁業 共 済保 険 勘定 に、 旧 漁 船 再 保 険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 別 会

計 の業務勘定に係るもの は新食料安定供給特別会計の業務勘定に、 それぞれ 帰属するものとする。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定により 新食料 安定 供 給 特 別会計  $\mathcal{O}$ 漁 船 再 保 険 勘 定 漁 業共 済 保 険 勘定 又は 業 務 消勘定に 帰 属 す

る 権 利 義 務 E (係る. 収 入及び支出 は、 当 該 各 勘 定  $\mathcal{O}$ 歳 入及び歳出とする。

(貿易再保険特別会計に関する経過措置)

第十一 条 旧 特 別会計法に基づく貿易再保険特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の

年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧 特 別会計 法に 基 づく社会資 本 整 備 事 業 特別会計 (以下この条にお V 7 旧 社会資本整 備 事業特

別会計」 という。  $\mathcal{O}$ 平 成 <u>一</u>十 五 年 度  $\mathcal{O}$ 収 入 及 《び支出》 並 び に 同 年 度 以 前  $\mathcal{O}$ 年 度  $\mathcal{O}$ 決算 に関 L て は、 な お 従

前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。 この 場合に、 お V > て、 旧 社 一会資 本 整 備 事 業 特 別会 計  $\mathcal{O}$ 治 水 勘 定、 道路 整 備 勘定、 港 湾 勘 定、

空港 整 備 勘 定又は業務勘定 の平成二十六年度 0 歳 入に繰り入れるべき金額があるときは、 当 該 金 額  $\mathcal{O}$ うち

空港 整備 事 業等 (新特 別会計法附 則第二百 五. 十九条の三第三項に規定する空港整備 事業等 をいう。 以 下

の 条において同じ。 に係るものは 新特別会計法に基づく自動車安全特別会計 (以下この条にお *(* ) て

計 備 新 会計法に基づく東日本大震災復興特別会計 法 勘定、 自 第二百二十二条第二 動 車 港 安全特別会計」 湾 .)勘定: 及 び 業 項に規定する復興 という。 務 勘定に係 る の空港整 ŧ  $\mathcal{O}$ 、事業をいう。 ( 以 下 (空港 備 勘 定に、 整 「新東 備 事 日 以下この条に 業等に係 旧 本大震災復興特別会計」 社 i会資. る 本 £ 整 お 備  $\mathcal{O}$ を除 事業特 いて同じ。 **\bar{\c}** 別会 という。 で 計 に係る 復  $\mathcal{O}$ 治 興 る 事 水 勘定、 業 ŧ に、  $\mathcal{O}$ ( 新 は その 道 新 特 路 特 別 他 別 整 会

る繰越 備 に、 二十五 事 旧 業等 社 旧 年度 l会資: 社 L に 会資 を に係るも 本整備 必  $\mathcal{O}$ 歳 要とするも 本整 出 予 事 のを除く。 備 業特 算 事  $\hat{O}$ 業 特 経 別  $\mathcal{O}$ であ 費 会計 別  $\hat{O}$ 会 で復興 計 の治: 0 金 て、 額  $\mathcal{O}$ 治 0 水 空港整: う 事 勘 水 業に係る 6 定、 勘 射 定、 道 備 政 る 路 道 事 法 整備 もの 第十 路 業等 整 は 備 に 兀 勘 条の三 定、 新 勘 係 定、 東日 る 港湾 ŧ 本大震災復 第 港  $\mathcal{O}$ .) 湾 は 項又 定、 勘定 新 自 空港整 は第四 又 動 興 は 車 特別会計 業務勘定 安 全 備 十二条ただ 勘定 特 別 に、 に係 会計 又は業務勘 そ る  $\mathcal{O}$ L 空港  $\mathcal{O}$ 書 ŧ 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 整 (空 定 Ł 備 の 平 港 に 0 勘 は ょ 成 定 整

2

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

のは

般会計に、

それぞれ

繰り入れるものとする。

3  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 の際、 旧社会資本整 備 事 業 特 別 会計 の治 水勘定、 道路 整 備 勘 定、 港湾勘定、 空港整備 勘

般会計に、

それぞれ繰

り越して使用することができる。

定 又は業務 労勘定にご 所 属す る権 利義務は、 空港整備 事 業等に係るもの は新 自 動 車 安全 特 別会計 O空 港整 備 勘

定に、 整 備 事 業等 旧社会資本整備事業特別会計 ;に係; るも  $\mathcal{O}$ を除く。) で復 の治水勘定、 興 事 業に係る 道路整備勘定、 る ŧ  $\mathcal{O}$ は 新 東 日 本大震 港湾勘定又は業務勘定に係るも 災復 興 特 別 会計 に、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ O他  $\mathcal{O}$ (空港 ŧ  $\mathcal{O}$ 

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 新自 動 車 安全 特別会計の空港 整備 勘定、 新東日· 本大震災復興特別会計又は 般会計に

は

般会計

に、

それ

ぞれ

帰

属するものとする。

帰 属する権 利義務 に係る収入及び支出は、 それぞれ新 自 動 車 安全特別会計 の空港整備 勘定、 新 東 日 本 大震

災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平 成二十五年度の 末日に おいて、 旧 特 別会計法 附則第五十条 の二第 項の規定により国債整理基金特 別

項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 旧 社 会資 本整 備 事 業 特 別 会計  $\mathcal{O}$ 道 路 整 備 勘 定 か 5 国 債 整 理 基 金 特 別 会計 12 繰 ŋ 入 n 5 れ

会計

か

5

旧

社会資

本

整

備

事業特

別会計

 $\mathcal{O}$ 

道

路整

備

勘定

に繰り入れ

5

ń

た繰

入

金

 $\mathcal{O}$ 

金

額

の合計

:額と、

同

条

第

た繰 入金  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額と 0) 差 額 が あ る 場 合に お 1 7 は、 後 日 当 該 差額 に 相当す る 金額 に 達す るま で  $\mathcal{O}$ 

金 額 を、 予算で定めるところにより、 般会計 から 玉 債 整 理 基金特 別会計 に繰り 入れるものとする。

(自動車安全特別会計に関する経過措置)

第十三条 旧 特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前  $\mathcal{O}$ 

年 度  $\mathcal{O}$ 決算 に . 関 L 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よ

東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 に 関 する 経 過 措 置

第十 匹 条 旧 特 別会 計 法に 基 づく 東日・ 本大 八震災復 興 特別会計 0 平成二十五年度の 収入及び支出並 び に 同 年 度

以 前 の年 度  $\mathcal{O}$ 決算 12 関し て は、 な おお 従 前 の例 に よる。

ポ ツダ ム宣 言 の受諾に伴 V) 発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸 命令の措置に関する法 律の

部

改

正に伴う経過措置)

第十 五. 条 亚 -成二十 五 年 度  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 般会 計  $\mathcal{O}$ 歳 入歲 出 決算に添付 して国 会に提出 出すべき第二条の 規 定に よる改正

前  $\mathcal{O}$ ポ ツ ダ  $\Delta$ 宣 言  $\mathcal{O}$ 受諾 12 伴 11 発する 命 令 に 関 す る件 に 基 で大蔵 省 関 係 諸 命 令  $\bigcirc$ 措 置 に 関 す る法 律 次 項

12 お 1 7 旧 法 کے V) う。 第十 条第二 項 に 規 %定する! 計 算 書 に 0 1 て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2 財 政 法 第 匹 十 条  $\mathcal{O}$ 規定により 平 成二十五 年 度  $\mathcal{O}$ 歳 入 歳 出  $\mathcal{O}$ 決算 上  $\mathcal{O}$ 剰 余 金を翌年 度 0 歳 入 に 繰 ŋ 入 れ

る場合に お *\* \ ては、 当該 剰 余金 カ ら旧 臨 時 軍事 ·費 特別会計 (ポツダ ム宣 言 1の受諾 に伴 1) 発す る命 令に 関 す

る件 に基く大蔵省関 係諸 命 令 (T) 措置 に 関 以する法語 1律第九 条 の規定により 廃 止 され た臨 時 軍 事 費 特 別 会 計  $\mathcal{O}$ 終

結に 関する件 (昭 和二十 年勅令第百十号) 第一 条の規定により昭 和二十一年二月二十八日 に お 1 てその

度が終結された臨 時軍事費特別会計をいう。 以下この項にお いて同じ。) の歳出 の決算額と昭 和二十一

年

年 度か ら平 成 <u>一</u>十 五. 年 -度ま での 旧 法第十条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による歳 出  $\mathcal{O}$ 整 理 金 額 との 合 計 額 が 旧 臨 時 軍 事 費

特 別会計 0 歳 入の 決 算額と昭 和二十一 年 -度からず 平 成二十五 年 度 ま で  $\mathcal{O}$ 同 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 による歳 入 0 整 理 金 額 لح

 $\mathcal{O}$ 合計 [額を上 一回る金 額を控除して、 なお残余があるときは、 これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(農業災害補償法の一部改正)

第十六条 農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号) の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、 第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中 「農業共済再保険 特別会計

」を「食料安定供給特別会計」に改める。

退 職 職 員 に支給す うる退職 手当支給 0 財 源 に充てるため Ó 特別会計からする一般会計 0 緑入れ に関 する

法律の一部改正)

第十 -七条 退 職 職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに

関する法律 昭 和二十五年法律第六十二号) *(*) 部を次のように改正する。

第 条中 農業共済再保険特別会計」、 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「、 社会資

本整備事業特別会計」を削る。

(港湾法の一部改正)

第十八条 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)」 を削る。

(漁船損害等補償法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」

に改める。

漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百三十九条第四項、 第百四十条第二項、 第百四

十一条第二項及び第百四十三条

漁船乗組員給与保険法 (昭和二十七年法律第二百十二号)第二十九条及び第三十三条第二項

 $\equiv$ 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百九十五条第二項、第百九十六条第二項及び第

百九十六条の二

(道路法施行法の一部改正)

第二十条 道路法施 行法 (昭 和二十七年 -法律第 百 八十一 号) の — 部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

国 際 通 貨 基 金 及 び 玉 際 復興 開 発銀 行 0 加 盟 に伴う措 置 に 関する法 律 等  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十 一条 次に掲げ る法 律  $\mathcal{O}$ 規定中 「第四 十七 入 条 」 を 「第四 十七条第 項」 に 改める。

玉 際通 貨基金及び国際復興 開 発銀行 ^ 0) 加 盟に伴う措置に関する法律 (昭 和二十七年法律第百九十一

号)第九条

外貨公債の 発 行に関する法律 留 和三十八年法律第六十三号) 第四 条

 $\equiv$ 昭 和 五. + 九 年 度  $\mathcal{O}$ 財 政 運 営に必要 な 財 源  $\mathcal{O}$ 確 |保を| 図 るため  $\mathcal{O}$ 特 別 措 置等に 関する法 律 留 和 五 十九.

法律第五十二号)第六条第一項及び第二項

几 昭 和 六 十年度  $\mathcal{O}$ 財 政 運 営に 必 要なご 財 源  $\mathcal{O}$ 確 保を図るため  $\mathcal{O}$ 特 莂 措置 に関する法 律 昭昭 和 六十年法 第

八十四号)第二条第四項及び第五項

五. 昭 和 六十一年 度  $\mathcal{O}$ 財 政 運営に必要な財源 の確保を図るための特別措置に関する法律 (昭和六十一 年法

律第六十一号)第二条第四項及び第五項

六 昭 和六十二年度 の財政運営に必要な財源 の確保を図 るための特別措置に関する法律 (昭和六十二年 法

律第五十一号)第二条第四項及び第五項

七 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源  $\mathcal{O}$ 確保を図るための特別措置に関する法律 (昭和六十三年法

律第五十二号)第二条第四項及び第五項

八 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律 (平成元年法律第四十

二号)第二条第四項及び第五項

九 東日本大震災 か らの 復 興  $\mathcal{O}$ ための 施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 平成

二十三年法律第百十七号)第七十一条

+ 財政 運 党営に必ず 要な財産 源 0 確保を図るための公債の発行の特例に関する法律 (平成二十四年法律第百

号) 第四条第二項

(空港法の一部改正)

第二十二条 空港法 (昭和三十一年法律第八十号) の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を削り、 同条第三項中 第一 項 を 「前項」 に改め、 同 項を同れ 条第二項とする。

附則に次の一条を加える。

(第二十九条第 項の 規定による資金 並の貸付い けに係る借入金 の帰 属

第八条 第二十九条第 項の 規定による資金  $\mathcal{O}$ 貸付けに係る借 入金 は、 特別会計に関する法律 (平成十九

年法律第二十三号)附則第二百五十九条の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの 間 自

動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

(海岸法の一部改正)

第二十三条 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則 第六項中 「社会資本整備 特別措 置 法 を 日 本電! 信 電話株式会社 の株 式 スの売払. 収 入の活用 による社

会資 本 -の 整 備  $\mathcal{O}$ 促進 に関する特 別措置 法 (昭 和六十二年法律第八十六号。 次項にお いて「社会資本整備 特

別措置法」という。)」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第九項中 「附則第六項及び第七項」 を「附則第五項及び第六項」に改め、 同項を附則第八項とする。

附則第十項 中 「附則第六項」 を 附 三則第五三 項」 に改め、 同 項を附則第九項とする。

附 則第十 項中 附則第六項」 を 附 ]則第| 五. 項 に 改 め、 同 項を附則第十項とする。

附則第十二 項中 「附則第七項」 を 「附則第六項」に改め、 同項を附則第十一 項とする。

附 i則第· 十三 |項中 「附則第六項及び第七項」を 「附則第五項及び第六項」に、 「附則第八項及び第九項」

附則第十四項から第十六項までを削る。

を

「附則第七

項及び第八項」

に改め、

同項を附則第十二項とする。

地すべり等防止法の一部改正)

第二十四条 地 すべ り 等防 止 法 (昭和三十三年法律第三十号) *Ø*) 部を次のように改正 する。

附則第四条の二を削る。

(道路交通法の一部改正)

第二十五条 道路交通法 (昭 和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附 則第十六条第二項中 「ものを含む」 の 下 に 以下この条及び附則第十八条第 項にお いて 「反則金

という」を、 「加えた額 の 下 に 「次項第一号及び」 を加え、 第百二十七条第一 項後段に規定す

る通 告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定し た額 附

則第十八条第 項及び附 則第十. 九 条に お 7 て 「通告書送付 費支出 金相当額」 という。 を 次 0 各号に

掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用(次項第二号ロ及び附則第十九条に

お いて 「通告書送付費」という。) に係る収 入額に相当する額として政令で定めるところにより算定

した額(以下「通告書送付費支出金相当額」という。)

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

附則第十六条に次の一項を加える。

3 毎 年度分とし て交付すべき交付 金  $\mathcal{O}$ 総額は、 第一号に掲げる額 (第二号に掲げる 額を限度とする。)

に 当該年 度の前 年 -度以前 の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付してい ない 額を加算

した額とする。

前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに

掲げ る額の合算 額を控除 L た額

イ 前 年度 の 二 月から当該 年度の 月までの期間に係る第百二十九条第四 項の規定による返還金 に 相

当す る額

ノヽ

前年度の二月から当該年度の一

口 前 年 度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

前年度の二月から当該年 - 度の一 月 カまでの! 期 間  $\mathcal{O}$ 収 い納に係る る反則 金等 0 収 入見込 額に当該額に係 る余

月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

裕 金  $\mathcal{O}$ 運 用 によ り生じた利子に相当する金 並額を加え え た額か 5 1 か らハ までに掲げる額  $\mathcal{O}$ 合算 額を控除

L た 額

イ 前 年 ・度の二 月から当該年度の一 月までの期間に係る第百二十 九条第四項の規定による返還金 の見

込額

口 前 年度の二 月から当該年度の一 月までの期間 に係る通告書送付費に係る支出見込額

前 年度の二 月から当該年度の一 月までの 期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金 の見込額

附則 第 + 八条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 なを次  $\mathcal{O}$ ように改める。

三月								九月	交付時期
額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金   当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当	とする。)を基礎として政令で定める額した額(以下この表において「交付金見込額」という。)を限度	て交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度におい	金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(附則第十六)	額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還		であつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当	収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべき	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金	交付時期ごとに交付すべき額

に相当する額、 通告書送付費支出 金 相当 額 及び 過 誤 納 12 · 係 る反 則

金 等  $\mathcal{O}$ 返 還 金 に 相当する る額 の合算 額 を控除 L た額 に 相 当する 額

交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。

を基礎として政令で定める額

附 則第十九条中 「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用」 を「通告書送付費

に改める。

(道路交通法の一部改正に伴う経過措置

第二十六条 平成二十六年 度 の交通安全対策特 別交付。 金 に 限 り、 前 条  $\mathcal{O}$ 規定による改 正 後  $\mathcal{O}$ 道 路 交通法 附 則

第十六条第三 項 中 限 度とする。) に当該年 度  $\mathcal{O}$ 前 年 度 以 前  $\mathcal{O}$ 年 度に お いて交付すべ きで、 あ つた交付 金  $\mathcal{O}$ 

額でまだ交付して 7 ない 額を加算した額」 とあるのは \_ 限度とする。)」と、「二月」とあ るのは 三月

٢, 同法 M 別 期 第 十八条第 一項の 表九 月 刀の項中 「二月から当該年度の七月までの期間  $\mathcal{O}$ 収 納 に係る反則 金

収 入相当額等に当該年度の前 年度以前 の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付 して な

1 額を加算した額」 とあるのは 「三月から当該年度の七月までの期間 の収納に係る 反則金収 入相 当 「額等」

と 掲 げ る額に当該年度 の前年度以 前 の年度において交付すべきであつた交付金 の額でまだ交付してい

ない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

都 市 開 発 資 金  $\mathcal{O}$ 貸 付 け に 関す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第二十七条 都市開發 発資 金 一の貸付 けに関する法律 (昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項を次のように改める。

前 条第 項、 第二項又は第八項の 規定による貸付 金の利率は、 国土交通大臣が 財務大臣と協 議 して定

める。 この 場合に お į١ て、 同 条第一 項第二号の 土地 **同** 号イ か らニまでに掲げる土 地で 防 災街 区 整 備 地

区 . 計 画  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ ŧ 0) 同 号ニに掲げる土 地  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ 土 地 で政令で定め るも 0) 並 び に同 号 ホ 及 び に

掲 げげ る 土 地 に限 る。 に 係る貸付 金 又 は 同 条第二項若 しく は第 八 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる貸 付 金  $\mathcal{O}$ 利 率 に つ 7 7

は、 特にこれら  $\mathcal{O}$ 貸付金に係る土 地  $\mathcal{O}$ 買取 り が 促進されるよう配慮して定め なけ れば なら ない。

、農業共済 再保険特 別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるた

めの一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正)

第二十八条 農業共 済 海保? 険 特 別会計 に お け る農作物 共 済及び果樹 共 〈済に係る る再保険 金 0) 支 払 財 源  $\mathcal{O}$ 不 足 改

充てるため  $\mathcal{O}$ 般 会 計 からする繰 入金: 等に 関 ける法 律 (昭 和 五. 十 二 年 法 律第 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう に

正する。

条第 共 再 保険 済 第 再保 一条第二 項 金支 険勘定」 (同 払 項中 基 条第 金 に、  $\equiv$ 勘 「農業共済再保険特別会計 項 定  $\mathcal{O}$ ^ 「場合に 繰 規 定に ŋ 入 れるべ お より果樹 ζ) て、 き金額を控除 勘定に 特別会計に関する法律 の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別 つい て準 して、 用する場合を含む。) なお 残 (平成十九年法律第二十三号) 余が あるときは、 の規定により それぞれ」 同 第百 会計 を 特 別 公会計 場 匹  $\mathcal{O}$ 農業 合に 十 五.  $\mathcal{O}$ 

け (農業 る漁業共済に係 共 済 再 保 険 いる保険な 特 別会計 金 の支払財 に お ける果思 源  $\mathcal{O}$ 樹 不足に充てるため 共 済 に 係 る再 保 険 (T) 金 及び 般会計からす 漁 船 再 保 険 及漁 る繰入金に関する法 業共 済 保 険 特 莂 会 律 計  $\mathcal{O}$ に 部 お

改 正

は、

に

改

8

る。

第二十九条 会計 における漁業共済に係る保険金の支払財源 農業共済再保険特 別会計に お ける果樹共済に係る再保険金及び漁船 の不足に充てるための 般会計からす 那再保険 及漁業共済保険 る繰入金に 関 民する法 特 別

律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

金 に は 勘定へ繰り入れるべき金額を控除 第二 に、 項 中 第 同 百 几 十五 を 条第三 「食料・ 一項に 安定供 して、 お 給 1 て 特 なお 準 別 会 用 残余があるときは す 計 る同  $\mathcal{O}$ 農業共済 条第 「再保険勘定」に、 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 同 法第百 より 兀 同 十六条第一 特 「場合にお 別 会計  $\mathcal{O}$ 項」を いて」 再 保険 を 金支 「第百三 場場 払 合 基

第三項中 漁 船 再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、 「第百七十八条第

十四条第一

項」に改める。

項

を

「第百三十

-四条第

一項」

に改める。

足に充てるため (農業共 済 再保険は  $\mathcal{O}$ 特 別会計 般会計 に か お らする繰 け る農作物共 入金等に 済、 関 畑作 する法 物 律 共済及び果樹共済  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に係る再 保険 金  $\mathcal{O}$ 支払 財 源

の 不

第三十 源 0 不足に充てるための一 農業共 済 再 保険 特 1別会計 般会計からする繰入金等に関する法律 に お け `る農: 作 物 共 済 畑 作 物 共 済 (昭和) 及び 果 五 樹 十六年法律第一 共済に係る再 号) 保 険 の — 金  $\mathcal{O}$ 支 部 を次 払 財

第 条第二項中 「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」 を「食料安定供給特別会計 この農業 0

ように改

正する。

共 れ ょ るべ 済 り 果 再 き金 樹 保 険 勘 定に 額を控除 勘 定 0 に、 7 して、 て 準 「場合に 用 なお残余があるときは する場合を含む。 な 1 て を 「場合に  $\mathcal{O}$ 規定 は 司 に 法第百四 に、 ょ n 同 第 + 特 六 百 別 条第一 会計 匹 十五  $\mathcal{O}$ 項」 条第 再 保 を 険 項 金 「第百三十 支 (同 払 条第 基 金 兀 三項 勘 条第 定  $\mathcal{O}$ 規 繰 項 り入 定 12

足に (農業共 充てるため 済 再保険 0 特別会計にお 般会計 か らする繰入金に関する法 ける農作物共済、 畑作 律 物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源  $\mathcal{O}$ 部 改 正 の 不 に改

め、

「そ

れぞれ」

を削

る。

第三十 財 源  $\mathcal{O}$ 条 不 足 12 農業共 充てるため 済 再保  $\mathcal{O}$ 険 特 般 別 会計 会 計 カュ に らす お け る繰 る農 作 入 金 物 に関 共 済 する法律 畑 作 律 物 共 留 済 和 及び果樹 五. + 七 年 共 法 済 律 に係る再保険 第二 号)  $\mathcal{O}$ 金 部  $\mathcal{O}$ 支 を次 払

 $\mathcal{O}$ 

よう

É

改

正

する。

き金 樹 保 勘定に 険 第二 人勘定」 一額を控除 項中 0 に、 V) 農業 して、 て準 場場 用 共 一合にお (済再! なお残余が する場合を含む。 保 ζ) 険 . て \_ 特 別会計 あるときは、 を 「場合には」  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 農業勘定又は果樹 規定により 同法第百四 に、 同 「第百 十六条第一 特別会計 ば 勘 定」 四十 を  $\mathcal{O}$ 五. 再保 項 条第一項 「食料安定供給特 を 険 金支払基 「第百三十 (同 [条第三 金 別会計 勘 匹 [条第 定 項  $\mathcal{O}$ 規 繰 の農業共 項 ŋ 定 入 に に改め れ ょ るべ り果 済 再

「それぞれ」を削る。

(漁船 再 保 険 及漁業 八共 済保 3 険 特 別会計 に おける漁業共済に係る保険 金の支払 財源の不足に充てるための

般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第三十二条 漁船再 保 除及漁 業共 (済保険 特 別会計に おける漁業共済に係る保険 金の支払財源 の不足に充てる

ための一般会計からする繰入金に関する法律 (昭和六十三年法律第三号)の一部を次のように改正 止する。

第二項中 「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、 「第百七十八条第

一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第三十三条 水道原水水質保 全事 業  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関する法 律 (平成六年法律第八号) の — 部を次のように

改正する。

第二条第四 項第五号中 「堆たい肥」 を「堆 肥」に改め、 同項第七号を次のように改める。

七 河 ĴΠ 河 川法 (昭 和三十· 九年法律第百六十七号) 第三条第一項に規定する河 ĴΪ (同法第百条の規定

により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。) をいう。 第四条第四項及び第七条第

項 に お いて同 じ。 に関 する事 業 (次に掲 げるも のを除く。) のうち、 L ゅ ん せつ 事 業、 導水 事 業

その 他  $\mathcal{O}$ 水 道 原 水  $\mathcal{O}$ 水 質  $\mathcal{O}$ 保全に資するも  $\mathcal{O}$ (以 下 河 Ш 水道 原水 水質保全事 業 とい う。

イ 特 定多目 的 ジダム法 (昭 和三十二年法律第三十五号) 第二条第 一項 沖 縄 振 興 特 別 措 置法 平 成十

兀 年 法 L律第· + -四号) 第百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。) に規定する多目的

ダムの建設工事に関する事業

口 独 77 行政 法 人水資 源 機 構 法 平 成 十四年法律第百八十二号) 第十二条第一項第一号若しくは第二

号 (同 号イ に 係る部 分に 限る。 又 は 附 則 第四 1条第一 項に規定する業務に該当する事 業

第四 条第 匹 項 中 **河** Ш 法 (昭 和 三十 九 年 法 律 第百六十七号) 第三条 第 項に規定 でする 河 Ш 同 法 第百

条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 同 法 *の* 級 河 Ш に 関す える規定 定が 準 用さ れ る河川を含む。 をい う。 第七 条第一 二項に お 1 7

同 を削 り、 同 法 第七条」を 河河 川法第七条」 に改め る。

漁 船 再保険 及漁業共済保険特別会計に お ける漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律の一部改正

第三十四条 漁船 再保 険及漁業共済保険 特 別会計における漁業共済に係る保険金の支払財 源 の 不 足に充てる

ための一般会計からする繰入金に関する法律 (平成七年法律第七号) の一部を次のように改 正する。

第二 項 中 漁 船 再 保険 及 び 漁 業 共 済 保 険 特 別会計」 を 「食料 . 安定: 供給 特 別会計」 に、 第 百 七 十八条第

一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三十五条 独立行政法人福 祉 医 療機構 法 (平成十四年法律第百六十六号) の一 部を次のように改正する。

附 E 則第五 条の二第十三項中 「同条第七項第一号へ及び」を 同 条第六項第 号へ 中 「独立 行 政 法 人福祉

医 療 機構 法 第十六条第三項」 とある るの は 「独立· 一行政 法 人福 祉 医療機 構法附則第五条 の二第十 項  $\mathcal{O}$ 規定に

ょ ŋ 読 み替えて適 用 (する) 同 法 第十六条第三 項」 と 同 法 に 改 め、 同 (2) 条第十二 匝 項中 第百 +条第七項」

を「第百十一条第六項」に改める。

独 立 行 政 法 人都 市 再 生 機 構 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第三十六条 独立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 法 平 成十五年法律第百号) の 一 部を次のように改正する。

附 則第四十 四条第一 項 中 附 則第四 十四条第 項 を 附 則第四 + 应 条」 に改め、 同条第二項を削る。

海上物流 の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 海上物 流 の基盤が 強化のため の港湾法等の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第三十八号) (T)

一部を次のように改正する。

附則第三条第二項から第四項までを削る。

附則第五条及び第十四条第一項中 「附則第三条第一項」を「附則第三条」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八条 地方税法等の一 部を改正する法律 (平成二十一年法律第九号) *⑦* 部を次のように改正する。

附則第三十二条第二項中  $\overline{\mathcal{O}}$ 交付税及び譲与税配付金 勘 定 を削る。

所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 所得税法等の一 部を改正す る法律 (平成二十一 年法律第十三号) の一部を次のように改正する。

附 三則第百条第二項中「の交付税及び 譲与税配付金勘定」 を削る。

(農地法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四 十条 農地法等の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十七号) の一部を次のように改正する。

附則第三十九条を次のように改める。

## 第三十九条 削除

国  $\mathcal{O}$ 直 轄 事 業に係る都道府県等の維 持管理負担 金の廃止等のため の関係法律の整備に関する法 注律の一 部

改正)

第四 <del>十</del> 条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法

律(平成二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号ニを削る。

(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一 部改正

ر

第四十二条 農業経営に関する金融上の措置 の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

平成二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十四条中「及び第八条」を削る。

港湾法及び特定外貿 埠 頭 の管 理運営に関する法 律 *(*) 部を改正する法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第四 十三 条 港湾法司 及 び )特定: 外貿 埠 頭 の管 理運営に 関する法 律の 部を改正する法律 (平成二十三年法律 第

九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項を削る。

国 際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律の 部改

正

第四 十 兀 条 玉 際通 貨基金及び 国 [際復興] 開 発銀 行 ^ 0) 加盟 に伴う措置に関する法律等  $\mathcal{O}$ 部を改正 する法律

(平成二十三年法律第十号) の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

東 日本大震災に対 処するため  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 特 別  $\mathcal{O}$ 財 政援 助 及び 助成に関する法律の一 部改正)

第四 一五条 東日本大震災に対処するため の特 别  $\mathcal{O}$ 財政援助 及び助成に関する法律 (平成二十三年法律第四

十号) の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを 般会計 か ら食料安定供給特別会計 の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定

の繰入れ の特例) \_ に改め、 同条第一 項中 「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」 を「食料安定供給

特 別会計」 に、 漁 船 普 通 保険 勘定」 を 漁 船 再 保険 勘定」 に改 め、 及 び 次条」 を削 り、 第 百 七 十 二

条第二 項」 を 「第百二十 几 条第一 五. 項」 に 改 め、 次条 に お 7 て 同 ľ, を削 り、 第百七十 七 条第 項 及

び第二項」を 「第百二十九条第四 項及び 第五項」 に改め、 同条第二 項中 漁 船 再保 険 及び 漁 業共 済保 険 特

別会計の漁船普通保険勘定」を 「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」 に、 「第百七十八条第一 項

を「第百三十四条第一項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

関 西 玉 際 你空港及? (び大阪 国際空 港 .\_ の \_\_ 体的 か つ効率 的 な設置及び管理に関する法律  $\mathcal{O}$ 部改 Ē

第四 一十六条 関 西 玉 際 空港 及 び大 阪 国 際空 港  $\mathcal{O}$ 体的 か 0 効率 的 な設置 及び管理に関 す る法 律 (平成二十三

年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附 則第三十三条中「第二百一条第四項」 を 「附則第二百五十九条の三第五 項」に改める。

、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四

年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百八条のうち、特別会計に関する法律第百十一条第七項第二号イの改正規定中「第百十一条第七

八号とし、第六号」を「第六号を第七号とし、 第五号」に改め、同項第七号を同項第六号とする。

同法第百二十条第二項の改正規定中「第七号を第

項第二号イ」を「第百十一条第六項第二号イ」に改め、